⑤　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当するもの

㈡　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。

㈣　その者の親会社等が㈠から㈡までのいずれかに該当する法人。

⑶　設計企業の参加資格要件　設計に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、下記の「分担業務分野」によるものとし、いずれの者においても①から③の要件を満たすこと。但し、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

「分担業務分野」

・建築分野

平成21年国土交通省告示第15号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの

・構造分野

同上「構造」に係るもの

・電気設備分野

同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

・機械設備分野

同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

①　令和３・４年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。

②　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　次に該当する建築物の設計実績があること。航空機格納庫（規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）又は延床面積2,000㎡以上の特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠、㈢～㈤に該当すること）の設計実績。

④　次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

１）管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

２）各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。

３）管理技術者は、いずれかの担当業務分野の主任担当技術者を兼任することを認める。

⑤　管理技術者及び主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

１）管理技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

２）次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア　平成14年４月１日以降に、次のエに示す業務（施設の建設工事の完成、引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計（積算の主任担当技術者は積算業務。）に携わったものに限る。）に携わった実績を有する管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者及び積算主任担当技術者であること。

また、上記の期間に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、休業期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を１年単位で延長するための申請を行うことができ、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである（長期休業期間が１年に満たない場合であっても、１年として切り上げて期間を延長することができ、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が１ヶ年を超える毎に評価対象期間を１年単位で延長することができる。）。なお、産前・産後休業とは労働基準法第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。詳細は資料－２－２「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業提出書類の作成要領」の別紙による。

イ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあってはエAの、電気設備主任担当技術者にあってはエBの、機械設備主任担当技術者にあってはエCの項目に該当する実績を有していること。また、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ　管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、入札参加表明に係る資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記ア及びイの要件をみたしていなければならない。

エ　実績要件

A　管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者

a　建物用途　航空機格納庫又は特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠、㈢～㈤に該当すること）

b　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

c　建物規模　延床面積2,000㎡以上（航空機格納庫を除く）

B　電気設備主任担当技術者

a　建物用途　Aaに同じ

b　建物規模　Acに同じ

c　工事種目　電灯設備又は動力設備

C　機械設備主任担当技術者

a　建物用途　Aaに同じ

b　建物規模　Acに同じ

c　工事種目　空気調和設備又は給排水設備

３）管理技術者及び各主任担当技術者については、実施設計完了までの間、原則として変更を認めない。

４）建築主任担当技術者の手持ち業務について、本事業契約以降、実施設計完了までの期間にわたって同時に携わる予定の設計業務（工事監理業務を除く。未契約であっても実施予定のものを含む。）が原則として４件未満であること。

⑷　建設企業の参加資格要件　建設に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、建設業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、①の一般競争参加資格審査の業種区分のそれぞれにおいて下記②及び③の要件を満たすこと。

①　１者の場合は、令和３・４年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において業種区分が「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」の「A」等級に格付けされている者であること。２者以上の場合は、いずれかの者が同業種区分の「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」の「A」等級に格付けされている者であること。

②　提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が３年以上ある者であること。

③　次に該当する建築物等を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上のものに限る。

１）準特定屋外タンク貯蔵所又は特定屋外タンク貯蔵所（公共・民間発注を問わない）の施工実績

２）航空機格納庫（規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）又は延床面積2,000㎡以上の特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠、㈢～㈤に該当すること）の施工実績